

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年7月18日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

今日の定例委員会の議題1の関電の大飯原発の燃料の関係で少しだけお伺いします。今日は形式的な審査ということで短時間で終わりましたが、技術的などといいますか、安全性の面から見て、これがなぜ形式的な審査で良いのかというところ、少し御見解とといいますか、御説明をお願いできますでしょうか。

○更田委員長 少し詳しくお話をしますけれども、大飯の1、2号機と3、4号機に入っていく燃料は全く同じ燃料なのです。同じ炉型で、同じ設計の、材質から何から、大飯1、2で使っている燃料、大飯3、4で使っている燃料と全く同じものです。ですから、新品の燃料だったら、どちらへ入っていてもいいわけけれども、今回、申請があったのは、大飯1、2で生焼けというか、途中まで使った燃料を、まだ燃え切っていないので、大飯3、4で使いたいと。元々同じ燃料だから、私、ちょっと事務方にも質問したし、それから、当初、関電が設置変更許可が必要ないのではないかと主張していたようだけれども、実際、技術的には、燃え方も同じであるし、ですから、大飯1、2で途中まで使った燃料を大飯3へ持っていくことに、燃料の技術であるとか、安全の観点から言ったら問題はないのだけれども、各設置許可書に使い終わった燃料の処分の方法が書かれている。ここの書き方が、大飯1、2で使い終わった燃料は再処理しますと書かれていて、大飯3、4にも、大飯3、4で使い終わった燃料はと書かれている。途中まで大飯1、2で燃えて、その後、大飯3、4で燃えた燃料に対して、特段の規定が今まで書かれていたわけではないので、その部分の記述を足してくださいという意味で変更申請がなされて、それを今、許可に向けた判断をしているところです。ですので、燃料の安全性そのものではなくて、処分の方法に係るもので、また、1、2で途中まで燃えた燃料で、途中から3、4に行ったからといって、再処理以外ないしは平和目的利用以外のものに使われるとは考えにくいので、そういった意味で形式的という言葉を使った、使われたと、そういう意味です。

○記者 委員長が今日の委員会の冒頭で御指摘されたように、これが設置許可をまた取り

直すものなのかというのがありましたけれども、これはなにか運用の変更が必要とか何か、そういうやり方を探していくような形になるのでしょうか。

○更田委員長 これは、炉規法が設置許可を規定しているものの中に使用済燃料の平和利用、これはこれでとても大事な話であるし、きちんと再処理へ持っていくということが規定されているわけなので、条文上も、またその条文の持つ意味も重要な意味を持っているので、技術的な内容に関わるものではないからということで、設置許可飛ばせるかという、やはりそういうものではなくて、手続にはすぎないけれども、重要な手続なので、きちんとその段階を踏みましようというのが今回の判断です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ミウラさん。

○記者 読売新聞のミウラといいます。よろしくお願いします。

今月下旬に敦賀のもんじゅの燃料の移送作業が始まるわけですが、運転実績が少ないゆえに燃料交換の経験、それを経験した作業員の数も非常に限られている、そういう経験が乏しい作業をこれからチャレンジしていくわけですけれども、委員長自身も現地を視察されて地元の声なども聞いていると思いますが、改めて、この作業に向けて、JAEAに期待することなどをお聞かせください。

○更田委員長 これは今まで申し上げてきたことの繰り返しになるけれども、これから始めようとしている移送作業は、技術的に非常に高いレベルのチャレンジングなことをするというのではなくて、むしろ当たり前のことを当たり前に、きちんとできるという作業に近い部分があります。ただし、経験がないのは御指摘のとおり。したがって、きちんと現場は緊張感を持って、さらにJAEAは経営層に至るまで緊張感を持ってきちんと監視をして、慎重に作業を進めてほしいと思います。13日に総合機能試験を始めていますけれども、細かいトラブルはいくつか起きていて、その報告は受けていますけれども、報告に対応が既におおむねとられつつあって、トラブルの洗い出しという意味も含めて機能試験を行っているので、これらが起きること自体は、予定されたとまでは言わないけれども、考慮の内側のものだと思っています。いたずらに急ぐものではないけれども、計画を守ってきちんと進めてくれることを願っています。

○記者 関連してですが、抜き取った後の燃料集合体ですね、プルトニウムを含むものであって、慎重な取扱いが求められると思いますが、最終的な処分ですね。再処理して、使える部分をまた取り出すのか、あるいはそのまま、もう使い切ったということで処分してしまうのか、いろいろな方法を考えられると思うのですが、これは規制委の範疇ではないかもしれませんが、取り出した後の燃料の保管などを含めて、再利用すべきかどうかとか、そういったところを、御所感があれば。

○更田委員長 いくつかのことがごっちゃに質問されているので、まず、保管ということに関して言うと、当然、取り出した燃料は洗浄されて、そして水プールに納められる。

これが当面最も安定した保管の方法ではあるけれども、水プールに置かれて十分に冷却をされた、そもそももんじゅはそんなに運転をされていないので、冷却の期間にそう長期間要するわけではないし、既にもう冷えている燃料ではありますけれども、水プールの中に長期間、評価、長期間というのなかなか期間を特定しづらいですけれども、極めて長期にわたるような保管になるのであれば、これは乾式キャスクへ移すことを考えた方が、安全上の観点からすると望ましい。

それから、今、処分といいますか、その後のことをおっしゃったけれども、利用というのは極めて考えにくい。少なくとも国内で考えると、使用済みMOXの再処理が可能な施設というのはありませんので、再処理が可能なわけではない。もし再処理して、そこからさらにプルトニウム抽出ということであれば、これは海外で再処理を行うしかないだろうと思われる。

それから、そのまま、使用済みMOX燃料の状態でという、これは保管するところまでは方針ですけれども、その後、それを恒久的に保管し続けるというのはかなり飛躍した決断になるだろうと思います。これは非常に大きな議論になる可能性があって、まずは事業者、それから、事業者を所管する省庁、さらに言えば、経済産業省もその判断に加わるかもしれないし、それから、原子力委員会の判断が必要になるでしょうけれども、使用済みのMOX燃料を保管し続けるという考え方は随分ハードルの高いものになるだろうとは思っています。

○記者 分かりました。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。IWJさん、どうぞ。

○記者 IWJのワタライと申します。よろしく願いいたします。

経産省の小委員会で来月末にトリチウム水の取扱いに関する公聴会が開かれることが決まりましたけれども、それに関する御所感を伺えればと思います。よろしく願いします。

○更田委員長 東京電力福島第一原子力発電所で発生した汚染水、これを処理した後、除ける放射性物質を除いて、どうしても分離濃縮が不可能なトリチウムを含んだ水が、いわゆる処理済水として貯留をされていて、これが数十万トン、100万トンに近い量が貯留をされている。これの処分に関する原子力規制委員会の判断は、見解はもう数年も前から明らかにしているところで、これに変化があるわけではありませんけれども、そのためには、これは先の会見でも何度か申し上げていると思いますけれども、最終的な判断、選択に至るためには、やはり関係する方々の十分な議論と、それから、統一した見解が得られることが必要だと考えていて、そのためのプロセスの一貫として公聴会を持つという判断をされたのだと思います。まだ行われていないものだから、どのような議論になるかは私たちの想像するところではありませんけれども、きちんとした、これは慎重なプロセスを要するものだと思いますので、そういった慎重なプロセスの一貫として公

聴会のようなものが持たれるのは妥当なことだろうと思います。

- 記者 それに関連してなのですけれども、委員長は常に東京電力の当事者としての消極的な姿勢を御批判されていたと思うのですけれども、それについて何か追加の御意見がありましたら。
- 更田委員長 意見というか、思いではありますけれども、東京電力はこういったいずれにしる苦渋の選択になる。どのような選択であろうと非常に難しい苦渋の選択になるような議論を、ある意味、国任せにしているということの責任といいますか、資源エネルギー庁をはじめとして、担当しておられる方々は大変な苦勞をされていると思います。それは本来、東京電力が負うべき苦勞を負い切れなくて、肩代わりとまでは言わないけれども、国は国の責任を必死に果たそうとしているのだから、東京電力はきちんとその重みを受けとめてほしいですね。もちろん、あれだけの事故を起こした当事者ですけれども、返す返すもその責任の重さと反省をきちんとしてほしいと思っています。
- 記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、マツヌマさん。

○記者 赤旗のマツヌマです。

先ほどもんじゅの使用済燃料に関して、使用済のMOXの保管について、それを続けるということはハードルが高いとおっしゃったのですが、この辺について何がどうハードルが高いのか、詳しく御説明をお願いします。

- 更田委員長 現在日本がとっている方針は、全ての使用済燃料は再処理をする。再処理をしてプルトニウムを抽出して、そのプルトニウムは再利用するし、廃棄物は高レベルのものはガラス固化体という形で処分する。これの方策についても議論がされているところではありますけれども、使用済のMOXとなると、そもそもその前提となる再処理が国内ではできない。

国外での再処理というのは前例もあることですので、国外に再処理を依頼するということはある程度視野に入ってくるかもしれないけれども、国外へ頼めないから国内でずっと保管し続けるとなると、使用済のMOXだけが国内でずっと保管という形になって、これは前例のあることでもないし、基本的に全ての燃料は再処理へという方針からも外れてくるものなので、ハードルが高いという言い方が正しいかどうか。でも、なかなか難しい議論だと思いますよ。

○記者 つまり、従来の方針との関係でいろいろ不都合があるということですか。

- 更田委員長 使用済のウラン燃料すら長期間保管することが好ましくないとされていて、きちんと再処理してそれぞれの形で処分するという方策をとっているのに、使用済の今度MOX燃料となったときに、これを例えばより安定した状態での保管方法で長期間のといっても、これは問題の後送りになるだけなので、今の時点で考えられるとしたら、従来の方針というだけではなくて、技術上の観点からしても、問題をいたずらに先送りしな

いという観点からしたら、海外での再処理を委託する方がはるかに現実的な方策であろうとは思いますが。

○記者 MOXは、もんじゅに限らずプルサーマル。

○更田委員長 ふげんも同じことです。

○記者 ふげんもそうですけれども、さらにプルサーマルを実行していくと、ちょっと性質は違いますけれども、プルサーマルした原発からも出てくるわけですから、この方針ももちろん決まっていないうわけですから、それを再処理したとしても、再利用の道というのは、現状では全く無理とは言われていないようではありますけれども、かなり効率が悪い。つまり、現状ではプルサーマルしかない状況の中では、ほとんどかなりきついなというところだと思うのですが、それでも処理した方がよいとお考えなのでしょうか。

○更田委員長 これはマツヌマさん、わかっておられて聞いておられると思いますけれども、L再とF再と、L再は高次化の問題があるから1回しか回らない。ですから、使用済のMOX燃料を再処理したところで、そこからさらに資源としてのメリットが生まれるような再処理が行われるわけではないので、ですから、これは非常に大きな議論だと思います。

使用済のMOX燃料というのをどういった形で処分するのか、ないしは再処理工場でのプロセスを経て処分という形にするのか。これは規制委員会というより、まずは原子力委員会なりの議論だろうと思いますけれども。

○記者 あと、もう一点ですけれども、乾式キャスクに言及されていた。もんじゅの燃料に関しては、燃焼度もそんなに高くないのかなという気はするのですが、中に燃焼度の高いものがあつたりした場合に、プルサーマルで使用した使用済MOXなんかに関してのデータしか私は知らないのですが、中性子なんか10倍ぐらい出るのだということで、そういった意味では、やや被ばくの問題なんかも含めるときついかなと思っているのですが、その辺は技術的にどうか、安全の面でどうなのでしょう。

○更田委員長 中性子の遮蔽がそんなに大きな技術的なハードルになるとは思っていないのですが、ただ、もちろん使用済のウラン燃料に比べると、当然、設計上の考慮というのは必要かもしれない。

ただ、これは別にもんじゅの燃料に限った話ではないけれども、プールにずっと入れておくというのは、もちろん何年後に再処理工場なり、どこかへ渡ることが確定しているのであれば別だけれども、いたずらに長期間にわたってプールで保管される状態というのが好ましいとは思ってなくて、乾式の方が安全上の観点から言えばすぐれた方策だと思います。

○記者 その辺、配慮してやれば十分可能だし、その方が総合的な安全面でいえば、まだ安全だということですか。

○更田委員長　すぐれていると思います。

○司会　ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。では、ヨシノさん。

○記者　テレビ朝日、ヨシノです。

トリチウムの問題なのですけれども、考えてみると、サブドレン処理水は普通に処理して海洋に投棄しているわけで、それは地下水由来だから投棄していいというのが多くの特に福島県の方の御意見ですが、でも、燃料由来のトリチウムは出してはいけないけれども、地下水由来のトリチウムは放出していいというのは、ちょっと非常に科学的な面からいうとよくわからないなと思うのですが、委員長はどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長　それはおっしゃるとおりだと思います。

○記者　今後の議論の、これは経済産業省がやっていくことだと思うのですけれども、やはりそういうところの理解を促していくことが重要だと思いますが、御所見がございましたらお願いします。

○更田委員長　そうですね。やはり最大の懸案というか、懸念すべきは、福島県の産物に対する風評被害が何よりも大きな問題だと思っています。原子力規制委員会の見解は、トリチウムを含んだ水を告示濃度制限の範囲内で放出することは、健康の問題や環境汚染の問題ではないと、こういうふうに申し上げます。トリチウムを含んでいるという観点からいえば、他の原子力施設においても同じことがこれまでも行われていたし、諸外国では、国によりますけれども、もっと量の多いトリチウムが海洋に放出をされている。

その点から純粋に科学や技術という観点からいえば、健康に対する影響や環境汚染の問題に結びつくものでは決してないけれども、風評被害ということを考えると、御質問の中にもあったように、なぜこっちのトリチウムはよくて、こっちのトリチウムはダメなのだと。

それはやはり感情や気持ちの問題もあるし、やはりあれだけの炉心の中を通過してきた水で、事故のときに一旦汚れたもの。他の核種は十分にきれいにしたとはいっても、私たちだって日常生活で十分きれいに浄化しましたと言われても、一旦汚れた水なり、一旦汚れたものに対する抵抗があるのは自然なことだし、ですから、これはマーケットの反応等、非常に多くの要素がかかわる問題なので、純粋に科学的・技術的でないだけに、これは難しいのだと思います。

科学的に安全です、技術的に安全ですということだけだったら、私たちだけでなく資源エネルギー庁も証拠は並べられるだろうし、いくらでも論じることができるだろうと思いますが、それでもなお風評被害を否定することはなかなかできないので、それだけに難しい議論だと受けとめています。

○司会　スズキさん。

○記者 毎日新聞のスズキです。よろしく申し上げます。

もんじゅの話にちょっと戻ってしまうのですが、使用済燃料の今後の保管について、規制委として更田さんはずっとキャスクで保管した方がいいというようなことをおっしゃっていますけれども、地元としては、例えば福井県知事は県内での保管というのを認めていなかったり、安全上考えると、キャスクで保管するというのは、それは当然いいと思うのですが、地元からすると、そういう措置というのは、燃料の敷地内での長期保管につながるという懸念が生まれてしまう、ある意味、ジレンマみたいなものがあるのですが、その辺についてはどうしてお考えでしょうか。

○更田委員長 まず、少し報道では、使用済燃料の行き先の問題と、それから、低レベル廃棄物の話が少し混同されている嫌いがあるので、まず、御質問にあった使用済燃料に絞って考えると、確かに乾式キャスクに一旦移されると、そのまま貯蔵の形態がより安全になるだけに、むしろ長期化するのではないかという懸念が地元に生まれるのは、これは自然な感情だと思います。

一方で、さて持ち出そうとなったときにだって、キャスクには入れなければいけないわけです。だからこそ原子力規制委員会は輸送兼用のキャスクというものを推奨しようとして、貯留と輸送と双方に使えるキャスクを勧めている。そのキャスクに入れておけばいつでも持ち出せるわけだけれども、使用済燃料のプールに入れたままになっていたら、行き先がやっと見つかって、それからキャスクを作りますとなったら、数年また出ていくのが遅れるわけなので、そういった意味で、あとは、乾式キャスクに入れたところでその貯蔵が長期化してしまうかどうかというのは、これは事業者と、それから、地元の信頼関係の問題だと思います。

当然、もんじゅに関して言えば、燃料は持ち出すということになっているのだと思いますけれども、そのためにもその前段階を早く進めるという観点からすれば、輸送兼用のキャスクに入れておけば、行き先が決まればすぐ出ていきますと、そういうことになるとは思いますけれども、これは大変に、規制委員会の預かり知るところではないけれども、使用済燃料をいつ、どこへ、どういう段階でというのは大変難しい課題だと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、以上でよろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。